(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、 市政への積極的な市民の参画を推進するとともに、市の基本的な政策等の策定過程にお ける公正の確保及び透明性の向上を図り、市民とともに歩む協働の市政を推進すること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) パブリック・コメント手続 市の基本的な政策等の策定に当たり、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、当該公表したものについて提出された意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
  - (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
  - (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
    - ア 市内に住所を有する者
    - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
    - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
    - エ 市内に存する学校に在学する者
    - オ アから工までに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利 害関係を有するもの

(手続の対象)

- 第3条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。
  - (1) 市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定
  - (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
  - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課 徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
  - (4)前3号に掲げるものほか、パブリック・コメント手続を経ることが必要であると 実施機関が認めるもの

(適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、 パブリック・コメント手続を実施しないことができる。
  - (1) 政策等が迅速若しくは緊急を要するもの又は改正が軽微なものであるとき。
  - (2) 政策等の策定について、実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。
  - (3) 政策等の策定について、意見聴取の手続が法令により定められているとき。

- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリック・コメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するとき。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

(公表時期及び公表資料)

- 第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、 当該政策等の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出 期間等必要な事項を明示するものとする。
- 3 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときは、作成した趣旨、目的、背景等当該政策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。 (公表方法)
- 第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 市ホームページへの掲載
  - (2) 実施機関の担当窓口、市立図書館及び瓜連支所における閲覧
- 2 前項に定めるもののほか、実施機関は必要に応じ、市の広報紙への掲載等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

- 第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間を勘案し、公表の日から30日程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。
- 2 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。
  - (1) 郵便等
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体に あっては、所在地、名称及び代表者氏名)を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された 意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該政策等の案を修正 したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、那珂市公文書の 開示等に関する条例(平成5年那珂町条例第19号)第6条各号に該当するものは除く。
- 3 実施機関は、提出された意見等のうち類似のものについては意見等及びこれに対する 市の考え方をまとめて公表するものとし、意見等を提出したものに対し個別の回答は行 わないものとする。
- 4 第6条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、実施機関がパブリック・コメント手続を行っている案件について、その

実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市立図書館に備え付けるとともに市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、問い合わせ先等を明記するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある政策等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。